

**野村幼稚園 重要事項説明書**  
(令和6年度版)

本重要事項説明書は、教育・保育の提供の開始にあたり、当園の教育・保育の内容に関する事項等について説明するものです。以下の記載内容をご確認いただき、ご同意いただけましたら同意書に必要事項を記入のうえ、当園へご提出いただきますようお願いいたします。

1 施設運営主体

名 称	西予市
所在地	西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
電話番号	0894-62-1111
代表者氏名	市長 管家 一夫

2 利用施設

施設の名 称	野村幼稚園	
施設の所在地	西予市野村町野村12号576番地1	
連 先	電話 0894-72-0373	FAX 0894-72-0373
管 理 者	園長 酒井 有見子	
認 可 定 員	175人	
利 用 定 員	3歳児	20人
	4歳児	35人
	5歳児	35人
	合計	90人
開 設 年 月 日	昭和28年8月	

※管理者は、人事異動により変更となる場合があります。

※令和7年4月に野村保育所と統合（場所は現在の野村保育所園舎）し、幼保連携型認定こども園に移行します。

3 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	2,729 m <sup>2</sup>
	園 庭	1,257 m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	1,472 m <sup>2</sup>

## (2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室	5室	さくら組 (満3歳児クラス) たんぽぽ組 (満4歳児クラス) ゆり組 (満5歳児クラス) 預かり保育室 (満3歳児～満5歳児) プレイルーム (全園児)
遊戯室 (ホール)	1室	
配膳室	1室	

## 4 施設の目的、運営方針

野村幼稚園 (以下「当園」という。) は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、以下の運営方針に基づき、入園する3歳以上の小学校就学前の子どもに対し、適正な教育を提供することを目的とします。

当園は、教育基本法 (平成18年法律第120号)、学校教育法 (昭和22年法律第26号)、子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)、西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年西予市条例第42号) その他関係法令を遵守し、運営を行います。

## 5 提供する教育等の内容

当園は、次に掲げる教育その他の便宜の提供を行います。

(1) 子ども・子育て支援法第27条第1項に定める特定教育・保育に係る園児に対し、同法第20条第3項に定める保育必要量の範囲内で幼稚園教育要領 (平成29年文部科学省告示第62号) に基づき、園長が編成する幼稚園教育課程に定める教育

(2) 西予市立幼稚園預かり保育実施要項 (平成25年西予市教育委員会告示第7号) に定める預かり保育

(3) 給食

幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食	備考
3歳児	なし	12時00分頃	なし	
4歳児	なし	12時00分頃	なし	
5歳児	なし	12時00分頃	なし	

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他、市長が必要と認めるもの

6 入園に関する事項

- (1) 当園に入園させようとするときは、当該幼児の保護者は、入園願書を、教育委員会教育長に提出し許可を受けなければならない。
- (2) 保護者又はそれに代わる者が送迎できなければ入園を許可することができない。(旧野村校区外の園児はスクールバスでの送迎)
- (3) 当園を利用することになった幼児の保護者が本重要事項説明書に同意した後に教育の提供を開始する。

7 退園又は休園に関する事項

園児が退園又は休園しようとするときは、保護者は、退(休)園願を教育長に提出し、許可を受けなければならない。

8 学年、学期及び休業日、始業及び終業時刻

学 年	4月1日～3月31日	
学 期	第1学期	4月1日～7月31日
	第2学期	8月1日～12月31日
	第3学期	1月1日～3月31日
休 業 日	○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○日曜日及び土曜日 ○夏季休業日(7月21日～8月31日) ○冬季休業日(12月26日～翌年1月7日) ○学年末休業(3月19日～3月31日) ○学年始休業日(4月1日～4月9日) ○上記のほか、特に必要と認める休業日(研究会・警報発令日)	
始業時刻	午前9時	
終業時刻	午後2時	

※学年末始休業日については、土・日・祝日・学校休業日において変動有

9 保育料その他の費用と支払方法等

利用者負担(月額保育料)	保護者が居住する市町村が定める額		0円
① 給食にかかる費用 (給食を通じて必要な栄養を摂取し食事マナーを身に付け、園児の健やかな発育・発達を促すための経費)	主食費	(1食当たり)	40円
	副食費	(1食当たり)	220円

② 日本スポーツ振興センター共済掛金費 〔学校の管理下において園児が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度に加入するための経費〕	(1年当たり)	200円
③ 入園・生活発表会・卒園記念写真費 〔入園、卒園等の記念行事の写真に要する経費〕	(1年当たり)	2,800円
※個人写真費はコドモンにて各自購入 定期的にクラスごとで園児の写真を配信しコドモンアプリから個人購入する経費 *送料等の別途料金が発生します。	(1枚あたり) 〔サイズにより料金が異なります〕	50円
④ 保育用品費 〔入園、進級、に当たって、必要なカラー帽子を購入するための経費〕	(1年当たり)	1,050円
⑤ PTA会費 (保護者会費・教材費) 〔幼稚園施設の充実並びに後援、会員の研修、その他必要な事業を行うための経費〕	(1年当たり)	7,000円
⑥ 負担金 (県PTA会費)	(1年当たり)	1,500円
⑦ 預かり保育料	預かり保育時間及び料金	
学期中 (通常保育時)	8:00～8:30	30分 50円
	14:00～18:00	1時間 100円
夏季・冬季・春季休業日	8:00～8:30	30分 50円
	8:30～18:00	1日利用 800円
	8:30～13:00	半日利用 400円
	13:00～18:00	半日利用 500円
<支払方法・時期> ①: 口座振替 (毎月25日 (土・日祝日の場合は、次の営業日) に、指定口座から引き落とし) ②～⑥: 口座振替 (該当月の25日 (土・日祝日の場合は、次の営業日) に、指定口座から引き落とし) ③: 個人写真については、各保護者が口座振替、もしくはコンビニから支払い ⑦: 納付書		

## 10 職員の職種、勤務体制（令和6年度）

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
園 長	1名	-	学校経営に必要な業務を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児全体的に把握し、園務をつかさどる。
主 任 教 諭	1名	-	園児の教育をつかさどり、教諭に対して教育に係る必要な指導及び助言を行う。
教 諭	3名	-	教育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭の連絡等の業務を行う。
助教諭及びその他の職員	6名	-	教諭の職務を助ける。 スクールバス送迎補助を行う。
嘱 託 医	-	1名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康診断並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。
学 校 歯 科 医	-	1名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康歯科検診並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。

なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

### <各職種の勤務体制>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
主 任 教 諭	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
教 諭	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
助教諭及びその他の職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 11 非常災害対策

- (1) 当園は、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定し、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (2) 当園は、毎月1回以上、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行います。
- (3) 災害時の広域避難場所、一時避難場所、避難所は以下のとおりです。

①火災 ②地震災害 ③風水害・土砂災害

広域避難場所	野村小学校運動場
一時避難場所	野村幼稚園園庭
避難所	野村小学校体育館

※広域避難場所：地震などで火災が拡大し、地域全体が危険になったときに避難する場所です。

※一時避難場所：災害時の危険を回避するために、一時的に避難する場所です。

## 1.2 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を行います。

## 1.3 緊急時における対応方法

(1) 当園の職員は、教育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該園児の保護者に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を行います。

(2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、西予市及び当該園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を行います。

野村警察署	電話 72-0111
野村消防署	電話 72-0119

(3) 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を行います。

(4) 当園は、園児に対して、教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	日本スポーツ振興センター共済掛金費
保険の内容	災害共済給付
保険の金額	年額 200 円

## 1.4 学校評価に関する学校評価委員

当園では、学校評価委員会に係る評議員を以下のとおり委嘱しています。

学校評価委員	野村小学校長
	主任児童委員
	野村支所主幹
	更生保護女性会会長
	PTA 会長
	PTA 副会長

## 1.5 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	宇都宮内科
医 院 長 名	宇都宮 大輔
所 在 地	西予市野村町野村 1 1 号 4 2 8 番地
電 話 番 号	0 8 9 4 - 7 2 - 3 3 3 3

### (2) 歯科

医療機関の名称	矢野歯科医院
医 院 長 名	矢野 慎二
所 在 地	西予市野村町野村12号338番地
電 話 番 号	0894-72-0117

